

山梨県公報

号外第二十一号

平成十九年

三月三十日

金 曜 日

目 次

規則

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………一

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則……………四

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則……………五

規 則

山梨県規則第二十一号

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県県税条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「副所長」の下に「課税・管理部長 徴収部長」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 理事(県税の賦課又は徴収に関する業務に従事する者に限る。次条において同じ。)

第三条第一項第四号中「県税事務所間税課」を「県税事務所課税・管理部軽油引取税課」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「副所長」の下に「課税・管理部長、徴収部長」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 理事

第十三条第二項中「出納長にこの旨」を「会計管理者にその旨」に改め、同条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十四条第二項中「出納長にこの旨」を「会計管理者にその旨」に改め、同条第三項

中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二十二條の十二中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「盲学校、ろう学校、養護学校又は」を削り、「設置する学校又は」を「設置する」に改め、「教育又は」を削る。

第一号様式及び第二号様式中「 E 港海沖田」を「 E 港海舞田」に改める。

第二十四号様式、第二十五号様式、第二十八号様式及び第二十九号様式中「 E 港海田登田」を「 E 港海沖田登田」に改める。

第四十号様式(その一)中

あん分率 $\left[\begin{array}{l} (A) \\ (B) \end{array} \right]$	0.
--	----

を

あん分率 $\left[\begin{array}{l} (A) \\ (B) \end{array} \right]$	0.	平成 1 9 年 度	あ ん 分 率	0.
--	----	------------	---------	----

「4 あん分率は、小数点以下9位

まで算出し、9位を四捨五入して8位とすること。」
「5 「納税義務者数」欄は、普通の場合においては、「普通

9位まで算出し、9位を四捨五入して8位とすること。

一の納税義務者について普通徴収と特別徴収の双方がある場合であつても、納税義務者徴収分(ア)」欄又は「特別徴収分(イ)」欄のうち、主たる徴収方法の欄に記載する

の数は1とすること。この場合、回数(その他)は

納税義務者数
人

納
(

税義務者数
本月分)
人

は

備考

備考

平成19年度 あん分率	0.
備考	

8 県民税に100円未満の端数があるときは切り捨て、切り捨てた端数

8 県民税に100円未満の端数があるときは切
9 「納税義務者数」欄の記載に当たっては、次
(1) 一の納税義務者について、普通徴収と

は市町村民税に合算すること。」は

とすること。この場合においては、「普
たる徴収方法の欄に記載すること。

(2) 一の納税義務者について、山梨県県税
の変更(特別徴収から普通徴収への切替
と。この場合においては、「普通徴収分
現在の徴収方法の欄に記載すること。

り捨て、切り捨てた端数は市町村民税に合算すること。

の事項に留意すること。

特別徴収の双方がある場合であつても、納税義務者の数は1
通徴収分(ア)」欄又は「特別徴収分(イ)」欄のうち、主

は

条例第25条第1項に規定する賦課状況の報告後、徴収方法
え等)をした場合であつても、納税義務者の数は1とすこ
(ア)」欄又は「特別徴収分(イ)」欄のうち、3月31日

は

現年課税 分のあん 分率	0.
--------------------	----

は

現年課税 分のあん 分率	0.
平成19 年度あん 分率	0.

は

備考

第44号様式（第20条の3関係）

個人県民税徴収取扱費計算書（ 年 月交付分）

年 月 日

山梨県総合県税事務所長 殿

市町村長

印

山梨県県税条例第28条第2項の規定により、次のとおり提出します。

納税によるもの 義務者の数 ①	区 分	金額	算定基礎
計	当該年度の賦課期日における納税義務者数によるもの (イ)	円	円× 人×1/4
	前年度の賦課期日後の納税義務者数の増によるもの (ロ)	円	円× 人
	前年度の賦課期日後の納税義務者数の減によるもの (ハ)	円	円× 人
	(イ) + (ロ) - (ハ)	円	
②	過剰納金の額に相当する金額	円	
③	過剰納金に係る還付加算金の額に相当する金額	円	
④	納期前納付に対する報奨金の額に相当する金額	円	
⑤	配当割額又は株式等譲渡所得割額を控除することができなかつた場合の還付金の額に相当する金額	円	
⑥	平成18年度以前課税分に係る納税通知書等の数によるもの	円	60円× 枚
⑦	平成18年度以前課税分に係る払込金額によるもの	円	円×7/100
合計		円	円

注 (ロ) 及び (ハ) については、7月交付分のみ記載すること。

第四十五号様式(裏面)中「公定歩合が」を「日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の標準割引率が」に「公定歩合」を「山梨県銀行の標準割引率」に改める。
第百三十五号様式及び第百三十六号様式中「第162条第3項」を「第162条第4項」に改める。
第百三十七号様式中「第162条第3項後段」を「第162条第4項後段」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(徴税吏員証に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の山梨県条例施行規則(以下「旧規則」という。)第二条第二項の規定により交付されている徴税吏員証は、改正後の山梨県条例施行規則(以下「新規則」という。)第二条第二項の規定により交付された徴税吏員証とみなす。

(検税吏員証に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現に旧規則第三条第二項の規定により交付されている検税吏員証は、新規則第三条第二項の規定により交付された検税吏員証とみなす。

(県民税に関する経過措置)

4 新規則第四十一号様式及び第四十四号様式は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の県民税から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定をされたものに限る。)については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

5 新規則第二十二条の十二の規定は、この規則の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、この規則の施行の日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

山梨県規則第二十二号

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則等の一部を改正する規則

(山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例施行規則(昭和五十一年山梨県

規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
第五条を削る。

(山梨県立梨の実寮設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県立梨の実寮設置及び管理条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。
第五条を削る。

第五条を削る。

(山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例施行規則(昭和五十八年山梨県規則第十六号)の一部を次のように改正する。
第五条を削る。

第五条を削る。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第四条 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例施行規則(平成十七年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
第四条を削る。

第四条を削る。

(山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第五条 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則(平成十八年山梨県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。
第五条を削る。

第五条を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の利用に係る利用料金であつて次に掲げるものの減額については、なお従前の例による。

一 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例(昭和五十一年山梨県条例第二号)第七条第一項に規定する利用料金

二 山梨県立梨の実寮設置及び管理条例(昭和五十三年山梨県条例第八号)第八条第一項に規定する利用料金

三 山梨県立あさひワークホーム設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第三十号)第七条第一項に規定する利用料金

四 山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第六号)第七条第一項に規定する利用料金

五 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例(平成十八年山梨県条例第五十一号)第七条第一項に規定する利用料金

五 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例(平成十八年山梨県条例第五十一号)第七

条第一項に規定する利用料金

五 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例(平成十八年山梨県条例第五十一号)第七

条第一項に規定する利用料金

山梨県規則第二十三号

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十九年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県建設工事執行規則の一部を改正する規則

山梨県建設工事執行規則（昭和四十四年山梨県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「第二条第十号」を「第二条第十号」に改める。

第五条中、「第二十七条の二十三第四項」を「第二十七条の二十三第一項」に、「経営事項審査申請書の提出をした」を「経営事項審査を受けた」に改める。

第三十八条第十一項及び第四十五条第三項中、「年三・六パーセント」を「年三・四パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の山梨県建設工事執行規則第三十八条第十一項及び第四十五条第三項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される工事の請負契約に係る前払金の返還について適用し、同日前に締結された工事の請負契約に係る前払金の返還については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番